

## 令和4年度大学コンソーシアムとちぎ 学生活動支援事業 報告書

機 関 名	宇都宮大学
団 体 等 名	宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センター 国際平和と人権人道法研究会
学生代表者氏名 (所属・学年)	菊地翔 (宇都宮大学国際学部国際学科4年)
責任教職員氏名	藤井広重 (国際学部准教授)

1. 事業名	子どもの権利保障に向けたとちぎ発「国際人権ワークショップ」の実施
2. 実施時期	2022年8月29日 (2023年3月27日にも実施予定)
3. 実施場所	宇都宮大学峰キャンパス
4. 事業の内容等	<p>子どもの国際人権ワークショップは、栃木県内の高校生を対象にこれまでも、国際学部藤井広重研究室が取り組んできた活動であるが、今年度は、初めて宇都宮大学を会場に開催した。同ワークショップは参加者とのロールプレイを通じて、実際に紛争地で子どもたちの人権がどのように守られるのか、守られるべきなのか、子どもたちの人権はどのように扱われているのか、どのような状況が望ましいのか等について考え、子どもの権利について参加者が主体的に考える機会を提供することを目的としている。SDGsの目標4「質の高い教育」と目標16「公正と平和」をターゲットとしており、約1時間のプログラムの中で、参加者は知識だけでなく身をもって人権の重要性について学習することができる内容になっている。</p> <p>このワークショップは、大きく3つのパートに分かれており、第1パートでは、「導入動画」を視聴してもらった。学生が、オリジナルの動画を作成し、7分間の視聴を通して、人権および子どもの権利条約について、人権ワークショップの前提となる知識と理解を深めた。</p> <p>第2パートでは、「子どもの人権と町づくりプロジェクト」として、シミュレーションに基づくロールプレイを行った。参加した高校生は人権団体の職員となり、出資者役の大学生と交渉し、子どもの権利に基づくまちづくりを行うための資金調達を行う内容となっている。武力紛争が発生し子どもの権利が侵害されている仮想国にて、子どもの権利の重要性をシナリオに基づき訴えることが求められたり、資金の必要性と具体的にどのようなプロジェクトを計画し、実施した際にはどのような効果を見込んでいるのか説明してもらった。</p> <p>第3パートでは、参加者がグループごとに獲得した資金を基に、「子どもの権利に基づくまちづくり」を行った。参加者は、獲得した資金の範囲内で、子どもの権利が保障されるまちとはどんなまちなのかを想像しながら、アクティビティに取り組んだ。グループごとに違いがみられ、子どもの権利を守るためには様々な視点が必要であることを学んでもらった。</p>

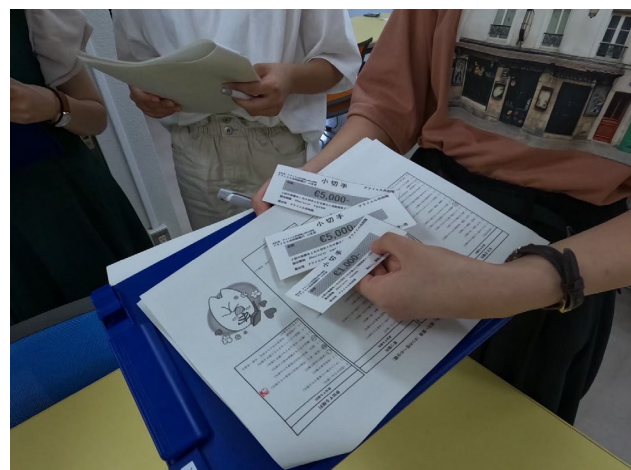
最後にはまとめを行い、大学生がそれぞれのグループに対する講評と解説を行った。参加者は、はじめ戸惑いながらも、交渉アクティビティの中で他校の参加者とも協力し、積極的に取り組む姿が見られた。また、専門的な知識や人権についての予備知識がない状態であるからこそその純粋な視点や、疑問といったものがあり、大学生が学ぶ点もあった。



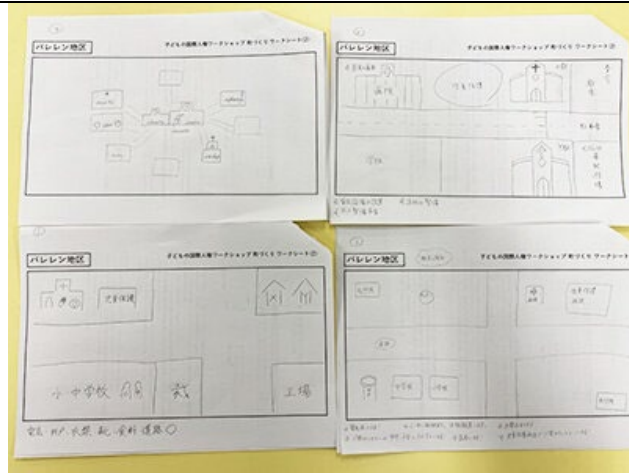
(大学生によるインストラクションの様子)



(参加者がグループワークに取り組む様子)



(出資者役を演じる大学生と交渉をし、得ることができた資金)



(交渉によって得た資金で参加者が考えた、子どもの権利が保障されるまちのイラスト)



(参加者・大学生の集合写真)

5. 事業の成果と今後の課題

「子どもの国際人権ワークショップ」では、人権という日本で日常生活を過ごしている中ではなかなか意識して体感できないことを、活動を通して実感してもらえたと参加者の様子からみることができ、有意義なイベントとなった。これらの活動は地域貢献につながると共に、大学からも広報をしていただくことができ、実施する学生の自信につながった。また、学生という立場上、自分たちが大学で学んできたことを人に教えるという機会はなかなか得られないため、運営側の経験としても多くのことを学ぶことができるイベントすることができた。

参加した高校生からは「講義だけでなくロールプレイを通して実際に自分自身で人権について主体的に考えることができ、この分野に興味を持つことができました。普段の高校の授業では、このような専門な学習をすることはできないため、多くの学びを得ることができました」、「ワークショップに参加することで今まで以上に人権の重要性を実感することができました。宇都宮大学国際学部では、このような学びができるということも身を持って体感することができ、進路選択の参考にもなりました。またこのようなワークショップに参加してみたいです」との感想が聞かれた。

日本ではまだ「人権」や「子どもの権利」という言葉を身近に感じている人は多くない。しかし、今年4月に「子ども家庭庁」が設置されることが決

	定し、「こども基本法案」が可決されたことから、子どもたち自身が権利について学ぶことの重要性は再確認されている。子どもたちは、単に支援を受ける対象ではなく、権利の保有者として自分たちで声を上げられるようにならなければならない。本ワークショップは、高校生が参加しやすい時期を考慮し、3月末にも実施を予定している。この活動が、現在、世界が抱えている国際問題に関心を持つ一つのきっかけとなり、「人権」や「子どもの権利」をより身近に感じてもらえるよう、今後も続けていきたい。
--	--

- (注) 1. 記述が枠内に収まらない場合は、枠を拡大してください。
2. 事業内容がわかるような資料や写真などがあれば添付してください。  
報告書（添付書類を含む）はA4判5枚以内にまとめてください。
3. この報告書は、各関係機関等に公表するとともに、大学コンソーシアムとちぎのホームページへの掲載を考えております。また、次年度以降の学生活動支援事業に役立てていきたいと思っております。